



平成 30 年度

公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団 大学貸与奨学生募集要項（予約採用）

平成 29 年 8 月 9 日

沖縄県の振興発展を担う人材の育成を目的として、平成 30 年 4 月に国内の大学、短期大学へ進学を予定している者を対象に予約奨学生を募集します。

この奨学生募集の応募に際しては、本人及び保護者とも奨学制度の趣旨及び返還の義務等があることを理解して出願してください。

受付期間 平成 29 年 9 月 15 日（金）～平成 29 年 10 月 16 日（月）
問い合わせ先 公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団 奨学課
〒901-2221 沖縄県宜野湾市伊佐 4-2-16
電話(098)942-9213

1 応募資格

次の要件を満たす者としてします。

- (1) 沖縄県内に住所を有する者の子弟（両親又はいずれかが沖縄県内に住民登録していること。）
- (2) 平成 30 年 3 月に高等学校等を卒業予定でありかつ平成 30 年 4 月に、国内の大学又は短期大学（以下「大学」という。）へ進学する希望を持っている者。ただし、下記枠内の学校、課程への入学者は対象外です。
- (3) 学業、人物ともに優秀で、かつ健康であり、経済的理由により学資の支弁が困難と認められる者
- (4) 独立行政法人日本学生支援機構、地方公共団体若しくは民間育英団体等から奨学金の貸与又は母子及び寡婦福祉法による修学資金の貸与を受けていない者。

日本学生支援機構、その他団体等にも応募することは構いませんが、当財団奨学生の採用時点でいずれかを選択して頂くこととなります。（日本学生支援機構、その他団体等と併願はできますが、貸与奨学金の併用はできません。）

次の学校、課程は予約採用の対象外

- ・ 防衛大学校、防衛医科大学校、気象大学校、海上保安大学校、国立看護大学校、職業能力開発大学校及び短期大学校、大学・短期大学の通信教育部、放送大学、外国大学日本校。
- ・ 海外の大学に進学予定の人は、【留学貸与奨学生】、専修学校（専門課程）は【専修学校（専門課程）貸与奨学生】、高等専門学校への編入学の者は【高等専門学校貸与奨学生】へお申し込みください。

併願した場合の注意事項

【当財団を選択する場合】

他団体を辞退し、当財団と重複する期間の奨学金を返戻する必要があります。

辞退後に、辞退が確認できる証明書（採用取消願又は異動願の写し等）、重複期間の返戻が確認できる証明書（払込金受取書の写し）の提出が必要です。

【当財団を辞退する場合】

当財団へ辞退届を提出し、振込済みの奨学金がある場合は一括返戻が必要です。

2 採用予定人数及び貸与月額

種別	採用予定人数	貸与月額
県内大学	72人程度	国公立：40,000円
		私立：45,000円
県外大学		国公立：45,000円
		私立：55,000円

注1 選考により奨学生採用候補生を決定しますので、応募者全員が採用されるとは限りません。

注2 予算の運用上、採用予定人数は増減することがあります。

注3 採用された者のうち、成績が特に優秀な女子学生1人については「ひめゆり同窓会奨学生」として採用し、その旨別途ご連絡いたします。

3 奨学金の貸与

奨学金は無利息で貸与されます。

(1) 貸与期間

平成30年4月から在学する大学の標準修業年限の終期までです。また毎年1回、学業（標準的に修得すべき単位を修得しているとともに学習の意欲があり確実に卒業できる見込みがあること）について審査し奨学金継続の可否を認定します（「適格認定」）。審査の結果、学業成績が著しく低下した場合等は貸与を打ち切ることがあります。

(2) 貸与方法

平成30年度は下記のとおり奨学生本人名義の口座へ振り込みます。

奨学金対象月	振込予定日
平成30年 4月～平成30年 9月分	平成30年 6月25日
平成30年 10月～平成30年 12月分	平成30年 10月10日
平成31年 1月～平成31年 3月分	平成31年 1月10日

採用翌年度以降は3回に分けて（7月、10月、1月）、奨学生本人名義の口座へ振り込みます。

4 応募方法

(1) 「奨学生願書」の入手方法

直接受け取る方法	（公財）沖縄県国際交流・人材育成財団 奨学課 [電話番号(098)942-9213]
ダウンロードで入手する方法	（公財）沖縄県国際交流・人材育成財団ホームページ (http://www.oihf.or.jp/)から「奨学生願書」の様式をダウンロードすることができます。同ホームページの各種募集要項 奨学課の欄から 大学貸与奨学生募集要項（予約） を選択してください。 なお、ダウンロード（印刷）がうまくできない場合は、直接受け取るか又は郵便で請求して下さい。
郵便で入手する方法	郵便で請求する場合は、（公財）沖縄県国際交流・人材育成財団 奨学課あての封筒の表に「 大学奨学生願書請求（予約） 」と朱書し、返信先（住所、氏名、電話番号）を明記のうえ、返信用の 120円分の切手 を同封して送って下さい。 なお、郵送に要する往復の日数を十分考慮して下さい。

(2) 受付期間

平成 29 年 9 月 15 日（金曜日）から平成 29 年 10 月 16 日（月曜日）までの午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。土日・祝祭日は受け付けません。郵送の場合は、平成 29 年 10 月 16 日（月曜日）までの消印のあるものに限り受け付けます。

(3) 応募先

郵便で応募する場合は、封筒の表に「大学貸与奨学生応募（予約）」と朱書してください。

(公財) 沖縄県国際交流・人材育成財団 奨学課 [〒901-2221 沖縄県宜野湾市伊佐 4-2-16]

(4) 応募手続

次の書類を申込受付期間内に当財団まで提出して下さい。

なお、奨学生願書は平成 29 年 4 月 1 日現在の内容で記入し、各種証明書は発行 3 ヶ月以内、個人番号（マイナンバー）が記載されていないものとします。コピー書類は A4 サイズで提出して下さい。

①	大学奨学生予約願書 (第 1 号様式)	・写真（縦 4.0cm×横 3.0cm） ・写真の裏に名前記入 ・上半身無帽 ・応募前 6 ヶ月以内の撮影
②	調査書（原本／開封無効）	・平成 29 年度 1 学期までの調査書 ※2 学期制の場合は、前期までの調査書
④	(家族構成を証する) 住民票謄本（原本）	・続柄、本籍地、世帯主の記載 ・応募者本人と生計を一にする者のうち、住民票謄本に含まれていない者がいる場合（単身赴任、進学による別居等）、住民票謄本に含まれていない者（別居者）の住民票（続柄、本籍地及び世帯主の記載）も併せて提出
⑤	平成 29 年度（平成 28 年分）の市町村・県 民税所得証明書（原本）	市町村発行の所得の内訳及び所得控除の内訳が記載されているもの。下記参照（※1）
⑥	応募者本人名義の預貯金通帳の写し（普通口座、総合口座のみの取扱）	・取扱店は、都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、労働金庫、信用組合、農協、漁協及びゆうちょ銀行・郵便局です。 ・金融機関名、支店名、支店番号、口座番号、口座名義（フリガナ）が確認できるようにして下さい。 ※ゆうちょ銀行の場合は、ゆうちょ窓口で通帳に振込用の口座番号等を記載してもらって下さい。 ※外国の銀行・ネットバンク・インターネット支店は取り扱いません。
⑦	特別控除に係る証明書	下記参照（※2）
⑧	選考結果通知用の切手	82 円切手 1 枚 205 円切手 1 枚 ※不採用者には 205 円切手を返却します。
⑨	その他、当財団が選考上必要とする書類	

※1 所得を証明する書類に関しては、次のとおりです。

同一世帯員のうち保護者（父母等）は、該当する区分A～Dに応じて、必要な証明書等を添付してください。

父母等とは、同居・別居を問わず本人と生計を一にする者で、父と母又はこれに代わって家計を支えている者で、具体的には次のとおりです。

【平成29年度（平成28年分）の市町村・県民税所得証明書が必要な者】

- ① 父母が共にいる場合は、父母両方
- ② 父母のいずれか一方しかいない場合は、当該の父又は母
- ③ 父母いずれもいない場合は、父母に代わって申込者の家計を支えている者（2人いれば2人それぞれ）

区分A	平成28年以降も引き続き同じ勤務先で働いている場合	提出書類	平成29年度（平成28年分）の市町村・県民税所得証明書	<p>※ ○は必ず提出する書類です。</p> <p>※ 各証明書は発行者の押印が必要です。</p>						
		書類発行先	市町村							
		会社員	○							
		自営業者	○							
	専業主婦	○								
	無職の者	○								
区分B	平成28年以降に就職した者	提出書類	平成29年度（平成28年分）の市町村・県民税所得証明書	確定申告書（控え）の写し	申告内容確認票の写し	源泉徴収票	年収見込証明書	月収証明書		
		書類発行先	市町村	税務署	税務署	現在の勤務先	現在の勤務先	現在の勤務先		
	平成28年以降に転職した者	自営業者	○	いずれか一つを選択し、平成29年度（平成28年分）の市町村・県民税所得証明書と併せて提出						
		会社員	○			いずれか一つを選択し、平成29年度（平成28年分）の市町村・県民税所得証明書と併せて提出 ※給与明細書は不可				
区分C	平成28年以降に失業・退職した者	提出書類	平成29年度（平成28年分）の市町村・県民税所得証明書	雇用保険受給資格者証のコピー	ハローワークカードの写し	退職証明書	退職金支給額証明書	退職予定証明書	退職金支給予定額証明書	生活保護受給証明書（受給額記載必要）
		書類発行先	市町村	公共職業安定所	公共職業安定所	退職時の勤務先	退職時の勤務先	退職予定時の勤務先	退職予定時の勤務先	福祉事務所
	平成30年9月までに退職予定の者	失業者	○	いずれか一つを選択し、平成29年度（平成28年分）の市町村・県民税所得証明書と併せて提出						
		退職者	○			いずれか一つを選択し、平成29年度（平成28年分）の市町村・県民税所得証明書と併せて提出				
		退職予定者	○					いずれか一つを選択し、平成29年度（平成28年分）の市町村・県民税所得証明書と併せて提出		
区分D	生活保護を受けている世帯	生活保護受給者	○						○	

注 恩給、遺族年金、障害年金を受給している者は、受給額が確認できる書類のコピーも追加提出してください。

※2 特別控除に関する証明書は次の通りです。

区 分	証明書	発行所
障がい者がいる世帯	障害者手帳のコピー	市役所・町村役場 福祉事務所
長期療養者のいる世帯 (6か月以上療養が必要な人)	・入院、通院証明書又は診断書 (記載内容:療養期間及び通院頻度) ・直近6か月分の医療費等の領収書 のコピー	病院等
災害等の被害を受けた世帯	罹災証明書	市役所・町村役場 消防署

5 選考及び選考結果の通知

奨学生の選考は、願書その他必要書類に基づき、学業、学資支弁の困難な度合等について、選考委員会の審議を経て採否を「奨学生採用候補生決定通知」でお知らせします。

＜収入のめやす＞ 家計を支えている者の収入の上限は、おおむね次の金額になります。

$$\boxed{\text{所得金額(父母の所得金額合計)}} - \boxed{\text{特別控除額}} \leq \boxed{\text{収入基準額}}$$

▲ 家族構成、家庭事情により異なります。

	給与所得の世帯	給与所得以外 の世帯
4人世帯	892万円	406万円
5人世帯	933万円	447万円

{ 4人世帯とは、家族構成が両親・本人・公立高校生(自宅)
5人世帯とは、家族構成が両親・本人・公立高校生(自宅)・中学生 } で算出しています。

※ 給与所得の世帯の場合、所得証明書で給与所得金額控除前の収入金額をさします。

※ 給与所得以外の世帯の場合、所得証明書で収入金額から必要経費を差引いた税込み営業利益等の所得金額をさします。

※ 上記の収入めやす以上の所得がある場合でも、家庭の構成・事情によってはさらなる特別控除が加算されます。

＜通知時期と通知方法＞

通知期日	方 法
平成29年11月下旬	応募者全員(本人の現住所)に、決定通知等を交付します。

6 採用後の流れ

奨学生採用候補生には、採用決定通知に「進学先届」及び「辞退届」を同封しますので、当財団の定めた期限(平成30年3月下旬)までにいずれかを提出してください。「進学先届」の受理後、「誓約書・奨学金借用証書」及び「奨学生のしおり」を送付します。

平成30年4月に大学へ入学後、奨学生本人、連帯保証人及び保証人の連名で「誓約書・奨学金借用証書」を作成し、大学の在学証明書を添付し、当財団の定めた期限までに提出してください。期限までに提出がない場合は、奨学生採用候補生としての採用が取り消されますので注意してください。

※平成30年4月に大学へ進学しなかった場合、「辞退届」を提出してください。

※応募の段階において保証人は必要ではありませんが、採用後は必要ですので、事前に見通しを立てておいてください。

「誓約書・奨学金借用証書」記入の注意事項

	条件	提出必要書類
奨学生本人が未成年の場合 (平成30年4月1日現在)		・奨学生本人の戸籍抄本
連帯保証人	・原則、父又は母。 ・父母がいない場合は成年者のきょうだい又は未成年後見人等。	・印鑑登録証明書
保証人	・奨学生本人、連帯保証人と別生計を立てている父母以外の者で有職者(自営業含む) ・55歳以下(平成30年4月1日現在)	・印鑑登録証明書 ・住民票抄本(本籍地記載)

※ 奨学生本人又は連帯保証人が応募時以降に住民登録を変更した場合は、その者の住民票抄本(本籍地記載)の提出が必要です。

7 奨学金の返還

奨学金は学資として貸与するものであり、貸与終了後(卒業、辞退等)は必ず返還しなければなりません。返還金は後輩の奨学資金として貸与する仕組みとなっており、返還が円滑に行われないと後輩の奨学金貸与に重大な支障を来すこととなります。

(1) 貸与終了の際の提出書類

貸与終了の際には、次の書類を提出してください。

- ① 「住所・勤務先届」
- ② 「預金口座振替依頼書」
- ③ 奨学生であった者、連帯保証人及び保証人の「住民票(本籍地記載)」

(2) 返還するには

預貯金口座振替制度(都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、労働金庫、信用組合、農協、漁協及びゆうちょ銀行・郵便局の口座から自動引落)により、月賦で返還することになります。(※外国の銀行・ネットバンク・インターネット支店は取り扱いません。)

口座振替には別途、振替事務手数料が発生し、奨学金返還者の負担となります。返還期間は10年以内です。

(3) 返還開始時期

奨学金の貸与が終了した月の翌月から起算して6か月経過後に開始します。

例) 3月貸与終了の場合、その年の10月返還開始

(4) 延滞金

奨学金の返還を怠ったときは、延滞金(滞納期間6か月を経過するごとに滞納額の2.5%)が課せられます。

(5) 返還に困ったときは

卒業後、進学したときや病気、災害、失職等の場合、願い出により一定期間返還が猶予されます。

死亡又は心身に障害があるため返還ができなくなったときは、願い出により、状況に応じて返還未済額の全部又は一部の返還を免除されることがあります。

注 記載された個人情報は、当財団の奨学金業務にのみ利用するものです。なお、応募書類等は、返却しませんので、ご承知おきください。

この「奨学生募集要項」は平成 29 年 7 月現在で記載してありますが、公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団奨学金貸与規程等が変更された場合は、変更後の規程が適用されますのでご承知おきください。

〈参考〉

平成 29 年度 大学貸与奨学生
予約採用選考結果

応募者数 (人)	104
採用者数 (人)	72
採用率 (%)	69.2

貸与月額と返還例 (4年制大学で1年のときから貸与を受け、満期終了後に返還する場合)

種別			貸与月額	貸与総額	返還総額	返還回数	振替事務 手数料総額	振替請求 総額	振替請求 月額
			円	円	円	回(年)	円	円	円
大学貸与奨 学金	県内	国公立	40,000	1,920,000	1,920,000	120(10)	12,960 円 (1回につき108円)	1,932,960	16,108
		私立	45,000	2,160,000	2,160,000	120(10)		2,172,960	18,108
	県外	国公立	45,000	2,160,000	2,160,000	120(10)		2,172,960	18,108
		私立	55,000	2,640,000	2,640,000	120(10)		2,652,960	22,108

注1 奨学金の返還は口座振替の方法により月賦返還となります。

注2 当財団の奨学金は無利息ですが、口座振替1回につき発生する振替事務手数料108円(平成29年7月現在)は奨学金返還者の負担となるため、振替請求総額は貸与総額(=返還総額)に振替事務手数料総額を加算した金額になります。

注3 振替事務手数料は法定の消費税率及び金融機関手数料の変更に合わせて増減します。